

第17回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和7年5月20日（火）14:00～14:44

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、岡田委員、岡嶋参与

内閣府原子力政策担当室

徳増審議官、井出参事官、武藤参事官

原子力規制庁

天野安全管理調査官、佐口企画調査官

4. 議 題

- (1) 北海道電力株式会社泊発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）について（諮問）（原子力規制庁）
- (2) 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）（原子力規制庁）
- (3) 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）について（答申）（原子力規制庁）
- (4) 九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）（原子力規制庁）
- (5) その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和7年第17回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、岡嶋参与に出席いただいております。

本日の議題ですが、一つ目が北海道電力株式会社泊発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）（諮問）について、二つ目が関西電力株式会社高浜発電所

の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（答申）について、三つ目が関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）（答申）について、四つ目が九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）（答申）について、五つ目がその他であります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（井出参事官）それでは、一つ目の議題でございます。泊発電所の発電用原子炉の設置変更許可に係る諮問についてでございます。

4月30日付けで原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。これは、原子力規制委員会が発電用原子炉の設置変更許可を行うに当たり、原子炉等規制法第43条の3の6第3項の規定に基づき、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聞かなければならないとされていることによるものです。

本日は、原子力規制庁から説明を聴取し、委員会において議論を行った上で、次回以降、答申を行う予定です。

それでは、原子力規制庁安全管理調査官、天野直樹様及び同庁企画調査官、佐口浩一郎様から御説明をいただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

（天野安全管理調査官）原子力規制庁の天野でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいま御紹介いただきましたとおり、本件は、北海道電力株式会社泊発電所3号炉の発電用原子炉の設置変更許可に関する意見の聴取について、御説明をさせていただくものです。

まず、資料1-1号をお願いいたします。

本件は、平成25年7月8日付けで北海道電力から原子炉等規制法の規定に基づき設置変更許可申請があったものですが、原子力規制委員会として審査した結果、原子炉等規制法第43条の3の6第1項の第1号から第5号までの許可の基準の各号のいずれにも適合していると認められましたので、別紙のとおり、同条第1号に規定する基準の適用について御意見を伺うものというものでございます。

別紙の御説明の前に、第1-2号の方で本件申請の概要について御説明させていただきます。裏面を御覧いただきたいんですが、順番前後しますが、まず（4）で今回の変更の理由について御説明をさせていただきます。まず、①として、こちらは、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて改正された原子炉等規制法に関する法律の施行に伴い、設計

基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置及び体制の整備等を追加し、あわせて記載事項の一部を関連法令の規定と整合した記載方式に変更するということとさせていただきます。

また、②として、こちらは、いわゆる再処理法の法律改正により法律の名称や関係組織の名称が変わったことに伴い、記載の適正化を行うという形式的な変更になります。

それで、(3)の変更の内容でございますけれども、泊発電所についてはこれまで設置変更許可等を受けた申請書の記載事項のうち、今回の変更は、本文5号、8号、10号の記述の一部を変更するものでございます。このうち、(4)の①に関する変更が本文5号、これは原子炉施設の位置、構造及び設備でございますが、これと本文10号、これは事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項でございますが、この記載の変更というのが主な内容でございます。

なお、本文8号の使用済燃料の処分の方法ですけれども、これは先ほど(4)の②で御説明いたしましたとおり、再処理法の法律改正に伴う組織名称等の形式的な変更でございます。

なお、この新規制基準の本体施設の設置変更許可については、これまで11例の審査実績がありまして、今回で12例目ということになります。

続きまして、資料1-1に戻っていただきまして、裏面の別紙をお願いいたします。

下の方に本申請については、と記載している箇所がございますけれども、まず、一番上のポツですけれども、原子炉の使用の目的については、商業発電用という目的を変更するものではないこと。

それから、2ポツ、3ポツ、4ポツですが、こちらは使用済燃料の取扱いについてですが、まず2ポツ目ですが、使用済燃料については再処理法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこととしております。なお、ここで出てくる法律名称や機構の名称について、先ほど変更の理由で御説明しましたが、再処理法の改正に伴う法律名称等の形式的な変更がなされているものですが、実質的な中身についての変更はございません。

続いて、3ポツ目ですけれども、海外において再処理が行われる場合には、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施すること、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ること、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは政府の承認を受けるという方針に変更はないこと、そして、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、これまでに許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

以上のことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとしてございます。

なお、参考資料の第1号の審査の概要につきましては、こちらは原子力施設の位置、構造、設備ですとか、あとは、技術的能力といった基準への適合性の審査結果をまとめた審査書案とっていますが、この内容をパワーポイント形式で分かりやすくまとめたものになりますが、評価の基準の第1号の平和利用に直接関係する内容はこの資料には含まれておりませんので、説明は割愛をさせていただきます。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(上坂委員長) 説明ありがとうございます。

それでは、委員会から質疑させていただきます。

直井委員、よろしくお願いたします。

(直井委員) どうも天野様、御説明ありがとうございます。

申請から10年を超える新規制基準への適合性審査で設置変更許可段階に至ったことに対して、規制庁さん、そして北海道電力さんにはまず敬意を表したいと思います。

それから、審査の概要をまとめたこの参考資料を拝見させていただきました。活断層、それから基準地震動、耐震設計、それから津波対策などの審査に始まって、福島教訓である想定外をなくすためにPRAも活用して広範囲にイベントのシナリオをサーベイして評価をし、そして、審査がなされているということがよく分かりました。

膨大な審査をこれまでされてきたわけですけれども、まず、最も御苦労された論点は何であったかという点について教えていただきたいと思っております。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口と申します。よろしくお願いたします。私、自然ハザードの審査の方を担当させていただいております。

やはり審査の中で苦労したのは、今ございましたとおり活断層評価、これに尽きるというところでございます。特に、この泊発電所につきましては、敷地の中、それから敷地の外について精力的に活断層評価を行い、我々もこれに対して比較的時間を掛けて審査をしてございました。

特に、敷地内に実は11条の断層というのが認められるんですけれども、これらはいずれも活断層ではないということをもまず審査で確認しております。ただ、この審査につきましては、当初、申請者はもともと開削調査箇所というところがございまして、ここで火山灰というものを元に活断層の活動があるのかないのかというところを評価してございましたけれど

も、その妥当性がきちんと示されなかったというところもございまして、我々の方から審査の過程できちんとその妥当性を示していただきたいということで指摘をした結果、申請者は、火山灰を用いた評価から敷地周辺の地質構造を踏まえて評価を行うという評価の方針を変更したという経緯もございまして、そのあたりが特に時間が掛かったところで、審査の中で苦労した一つではあります。

以上です。

(直井委員) どうも、佐口さん、ありがとうございました。

大変だっただろうなという、ニュース等でもいろいろと配信されておりましたので、御苦労さまでございました。

私の方からは以上です。

(上坂委員長) じゃ、岡田委員、お願いします。

(岡田委員) 御説明ありがとうございます。

私の方からは、参考資料の方で少し質問させていただきたいと思います。まず、この参考資料の方で泊原発3号炉に関する審査の概要案となっておりますが、これはどういう人を対象にした説明のときに使うのでしょうかということを知りたいのです。

(天野安全管理調査官) 原子力規制庁の天野でございます。

この資料自体は、先月、4月30日の原子力規制委員会定例会におきまして、審査書案を5人の委員から構成される定例委員会で説明をするわけですけれども、その際に、いわゆる文章の審査書案というのは500ページ弱の文章の審査書になっておまして、それをできるだけ分かりやすく説明するというので、規制委員会定例会で、ここに資料1-2参考資料とありますが、そのときに使った資料でございます。

なお、今後、必要に応じて自治体等から説明の機会を求められれば、こういった資料も参考にしながらできるだけ分かりやすい説明資料ということで、それも念頭に置いて作っているものでございます。

以上でございます。

(岡田委員) ありがとうございます。

自治体の方や委員の方はある程度分かっているからよいと思うのですが、一般の人たちにはこれをもっと解釈して簡単にして資料は提出というか説明をしているのでしょうか。

(天野安全管理調査官) 規制庁の天野でございます。

おっしゃるとおり、これ156ページの大部のものになってございますので、一般の住民の方向けの資料としては、これまではさらにもうちょっと分かりやすく資料もコンパクトにして作成した資料を用いて説明を行っております。

以上でございます。

(岡田委員) ありがとうございます。

私もこれ読んでいて、ある意味すごく興味を持つようなところもありまして、活断層もそうだけれども、興味を持って見ることができるし、一般の人たちも理解できると思うのです。なので、もう少し御説明のときには簡単な資料を用意していただけるとうれしいなと思います。

それで、私は北海道出身なので非常に興味を持ってしまうのが活断層のところなのです。まず、6ページのところの断層がありますけれども、それを評価するのにいろいろ御苦労なさって、13ページのところで、内陸地殻内地震と、それから、プレート間地震及び海洋プレート内地震ということで、海洋プレート内は、その前のページの12ページのところで音波探査をやっているということによろしいでしょうか。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口でございます。

12ページにつきましては、これ積丹半島北西沖の断層ということで、実はこれは内陸地殻内地震を起こす震源となる断層ということになります。今、御質問いただいた、実は13ページのその他のプレート間地震ですとか、あと海洋プレート内地震というのが、実はこの泊発電所というのは当然御存じのとおり日本海側にありますけれども、この二つの地震というのは太平洋側の方に存在しておりまして、なので発電所から300キロ以上とか非常に遠いところに存在しているということもあって、この地震についてはそもそもこの発電所に影響がないということは確認してございます。

それで、12ページの方に戻っていただきまして、この積丹半島北西沖の断層ということなんですけれども、こちらは今御質問ございましたように海上音波探査とか、ただ、それだけではなくて周りのいろいろ地質の条件、状況ですとか、それから、ここに段丘面、海岸の地形ですとかそういったものを調査しまして、それらを総合的に評価をした結果、こういった形で活断層を認定しているということを審査では確認してございます。

以上でございます。

(岡田委員) ありがとうございます。

非常に丁寧に調査されていて、大変御苦労されたのではないかと考えております。

私の方は以上です。

(上坂委員長) それじゃ、参与からも御意見をいただければと思います。岡嶋参与からよろしくをお願いします。

(岡嶋参与) どうも御説明ありがとうございました。

一つ、この資料、参考資料ともに見させていただいたんですけども、申請に関連して我々の方に諮問を受けている部分についてまず確認させていただきたいと思います。それは、使用済燃料に関連するところは、これまでと同様に再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はない。それから、先ほどもおっしゃられましたけれども、海外において再処理が行われる場合も、海外移転するような、その再処理のためにするような場合に政府の承認を受けるという方針、それから、これ以外の取扱いの場合は記載に適用するという方針に変更がないということだというふうに理解したのですが、それに間違いはないですよ。

(天野安全管理調査官) 規制庁の天野でございます。

御指摘のとおりでございます。今回の変更申請内容でこの別紙に書いてある内容で、形式的な変更はございますけれども実質的な中身の変更ございませんので、御指摘のとおりでございます。

以上です。

(岡嶋参与) それで、今回、この参考資料のところは、結構デザインベースといいますか設計基準対象施設について津波あるいは地震とかの新規制基準による見直しということになっていると思います。特に私が気にしたのは、参考資料の7ページのところに敷地内に分布する断層の評価のところなんです。結論的に言いまして、先ほども御説明で断層の評価は、活断層の評価から地質構造を踏まえての評価に変えたというようなお話があったのですけれども、結論的に言って、例えば原子炉本体あるいは使用済燃料の施設に対して、この評価の結果、何らかの変更を余儀なくするとか、そういうようなことがあったのかなかったのかだけを確認させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(天野安全管理調査官) 規制庁の天野でございます。

まず、参考資料第1号の18ページを御覧いただきたいんですけども、まず、ハザード側で内陸地殻内地震の断層の活動性を考慮するものは活動性を考慮してということで、最終的に基準地震動というのを策定するんですけども、この18ページに書いてあるS s 1からS s 3-5、これが最終的に泊発電所3号炉の基準地震動ということになります。

これを踏まえまして、20ページを御覧いただきたいんですけども、耐震設計方針ということで、特に2番目の矢羽に書いてありますように、Sクラスの施設とか設備について先ほど策定された基準地震動 S_s という地震動に対して安全機能を損なわれるおそれがない設計とするということが設置許可段階の設計方針ということになります。

今後、後段の規制として、設計及び工事計画認可等を行うわけですけども、耐震性の詳細な評価の結果、基準地震動 S_s に対して施設や設備が耐えるかどうかというのを確認して、もし耐震性がそこで確保できないということであれば、必要に応じて、これ一般論ですけども、耐震補強等を行って基準地震動に対して安全機能が損なわれないような設計をすることでございまして、現時点では設置許可段階の設計方針ですので、特に御指摘のような何か変更するとかそういうことではございませんけれども、今後の後段の規制でそこは詳細に確認がなされるということでございます。

以上でございます。

(岡嶋参与) 分かりました。

こういうことで、今の設計段階では再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理できるということの考え方になっているという理解でいいですね。どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べます。

まず、12ページなのですが、ここに積丹半島北西沖の断層の海上音波探査の結果があります。これは非常に断層の有効な測定法と思います。

それで、教えていただきたいのが、右の枠の中の二つの図があります。左の図のこれは縦横はこのキロメートルでスケールが入っておりますね。右側のモノクロのこちらの縦横軸のスケールが見えないので教えていただければ。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口でございます。

今の御質問の点につきまして、右側ですね、すみません、数字がすごく見づらくて大変申し訳ないんですけども、まず、深さ方向につきましては約2キロ程度、それから、水平方向、紙面の右左の方向につきましては、左の側線図全体としては四、五十キロになりますけれども、これの一部を拡大してございまして、この紙面で示しているのは約12キロ程度ということになります。

以上でございます。

(上坂委員長) これは、左の図でいくとどこの断面を見ていることになるのですか。深さ方向の分布ですよ。右側は。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口でございます。

ちょっと図が分かりづらくて申し訳ございません。左の図でいいますと側線 I という、上から二つほどあって赤の線で囲ってある、矢印であります、この東西に伸びる測線の一部でございます。

以上でございます。

(上坂委員長) そうすると、右側で見ますと、赤い矢印が書いてある黒い線のところは、これ断層と見ればよろしいのでしょうか。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口でございます。

実際に明瞭な断層線といえますか断層面というものはここからは読み取れることはございませんけれども、この上に書いてございますように、ちょうど海底面ですね、海底地形が少しへこんでいるような形になります。ここを、へこんでいるということも含めて、明瞭にはここで断層面は確認はできないんですけれども、この下にそういった断層があるということに、こういう地形が現れるというところから推定はしてございます。

以上でございます。

(上坂委員長) それから、お分かりでしたらなのですが、この周波数はどのぐらいなんですか。超音波の。

(佐口企画調査官) 原子力規制庁の佐口でございます。

申し訳ございません。そこまでは今お答えすることができません。

(上坂委員長) 後で教えていただければ。

それから、本日に説明はなかったのですが、29ページですね。ここにある津波による燃料等輸送船の防潮堤との衝突の回避の対策も、これも重要な課題だったと伺っております。このあたりも簡単に説明いただけないでしょうか。

(天野安全管理調査官) 原子力規制庁の天野でございます。

資料の参考資料第1号の29ページを御説明させていただきます。

これは、基準の条文でいきますと第5条の耐津波設計方針に関する審査での論点ということでございまして、燃料等輸送船の漂流物化防止対策の議論でございました。これが、まず、左側の図にありますように、ちょうどグレーで敷地を取り囲むような線がありますけれども、これが防潮堤でございます。泊発電所の場合は、発電所に専用港湾を設けておりまして、燃料等輸送船という大型の船舶が専用港に着岸をいたしまして、新燃料の搬入ですとか使用済燃料の搬出、それから低レベル放射性廃棄物の搬出というのを燃料等輸送船を用いて行って

おります。

耐津波設計方針の基準では、こういった船舶が漂流物化するかどうかというのを審査で確認をすることになっておりまして、これが仮に津波によって漂流物化をいたしますと、防潮堤に衝突した場合には防潮堤が破損して津波が敷地に流入してしまうということがございます。このためほかの発電所では、大体津波が到達する前に燃料等輸送船というのを緊急退避をさせるということで漂流物化をしないという対策を行っておりますけれども、これは泊発電所の特徴として津波の到達が早いという特徴がございますので、この場合に十分な余裕を持って燃料等輸送船の緊急退避が完了できるのかということについて議論になったということでございます。

これに対して、途中段階としましては、図の真ん中にあるように、専用港湾に海底にロープを設置して、そこから燃料等輸送船を係留させるという。これによって燃料等輸送船が漂流物化しないという対策を検討するという検討段階の説明があったんですけども、これについては、ロープの破断等によって燃料等輸送船が漂流化した場合には、やはり防潮堤の損傷によって津波が敷地に流入する可能性があるということで、確実な対策を説明するよう求めたところ、最終的には右側にありますように、専用港湾には燃料等輸送船を入港させない方針にしたという審査の経緯がございまして、これで最終的には、燃料等輸送船が漂流物化しないことから防潮堤等に対して漂流物による損壊が生じない。したがって、津波防護機能の維持に関する基準に適合しているということを確認したという経緯でございます。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それから、現在、今後の再稼働の審査の原子力発電所において、今回の地震、津波、断層に関する安全審査において困難なところはあるでしょうか。

(天野安全管理調査官) 規制庁の天野でございます。

現在、申請がされてハザード側の審査をしているところにつきましてということと理解しましたけれども、現在、発電所としては6発電所、プラントとしては8基ありまして、北から、3号炉を除けばということで泊発電所1、2号炉、それから、東北電力の東通1号炉、それから中部電力の浜岡3、4号炉、それと北陸電力の志賀2号炉。すみません、南北は前後しましたけれども、電源開発の大間発電所、それから中国電力の島根3号炉、この6発電所8プラントあります。

このうち、いわゆるハザード側の審査にめどがついて、プラント側、施設側の審査を始め

ているプラントがございまして、これが、今、中部電力の浜岡 3、4 号炉がございまして。こちらについては、基準地震動と基準津波がおおむね妥当と評価されましたので、まだ敷地内の審査は残っておりますけれども、並行してプラント側の審査を始めているということでございます。

あとは、比較的ハザード側の審査が進んでいるものとしましては、東北電力の東通 1 号炉と電源開発の大間の発電所がございまして。志賀 2 号炉については、ハザード側の審査がまだ続いているということでございます。発電所内にプラント側の審査が進んだユニットを抱えているものとしては泊 1、2 号炉と島根 3 号炉ということになりまして、こちらのプラントについては、ハザード側の審査については比較的ほかのプラントでまとまったということもありますので、あとは事業者の対応次第という状況でございます。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、本日御説明いただいた内容につきまして、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことを精査の上、後日、原子力委員会として答申したいと思っております。

議題 1 は以上でございます。どうも、御説明ありがとうございました。

(天野安全管理調査官) どうもありがとうございました。

(上坂委員長) 説明者におかれましては、御退席の方、よろしく願いいたします。

(原子力規制庁 退席)

(上坂委員長) 次に、議題 2 について事務局から説明をお願いいたします。

(井出参事官) それでは、二つ目の議題でございます。

高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可に係る答申についてです。

4 月 16 日付けで、原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。これは、原子力規制委員会が発電用原子炉の設置変更許可を行うに当たり、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 3 項の規定に基づき、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聞かなければならないこととされていることによるものです。本日は、この諮問に対する答申について御審議をお願いいたします。

それでは、新井主査から説明をお願いいたします。

(新井主査) 新井です。声聞こえますでしょうか。

(井出参事官) はい、聞こえます。

(新井主査) ありがとうございます。すみません、ちょっと腰を痛めてしまいまして、オンラ

インで失礼します。

お手元の資料で、右上の第17回原子力委員会資料第2号を御覧ください。

関西電力株式会社高浜発電所の1、2、3、4号炉に関しまして、原子炉施設の変更に係る答申案となります。

本件につきましては、予防保全対策として炉内構造物全体を最新設計のものに取り替えることですか、タービン動補助給水ポンプを海外メーカー製から国内メーカー製のものに取り替えることに伴いまして、原子力規制委員会から原子力委員会へ諮問がありました。そのことについて、先週火曜日の定例会議でも原子力規制庁の方から説明がございました。

この諮問に対する答申案の内容を御説明させていただきます。

次のページの別紙を御覧ください。

本件申請につきましては、1ポツのところですが、発電用原子炉の使用の目的を変更するものではないこと。

2ポツです。使用済燃料については、再処理法に基づく再処理等拠出金の納付先である使用済燃料再処理・廃炉推進機構から受託した、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと。

3ポツです。海外において再処理が行われる場合は、再処理法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと。

4ポツです。上記の1から3ポツ以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、過去に許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

これらの妥当性が確認されていること。

加えて、我が国では、当該発電用原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論をIAEAから得ていること等を総合的に判断した結果、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるという答申案となっております。

簡単ではございますが、以上となります。よろしく申し上げます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、今までの説明について質疑を行います。

委員、参与から御意見があれば挙手をお願いいたします。

それでは、私から意見を述べさせていただきます。

今、御説明ありましたように、今回の変更申請は、発電用原子炉が平和の目的外に利用されるおそれがないものと認められると考えます。

それでは、説明ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、案のとおり答申するというところでよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、これを委員会の答申とすることといたします。

議題2は以上でございます。

次に、議題3について事務局から説明をお願いいたします。

(武藤参事官) 議題3でございます。美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可に係る答申についてでございます。

これも同様に、4月16日付けで、原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。

これは、原子力規制委員会が発電用原子炉の設置変更許可を行うに当たり、原子炉等規制法第43条の3の6第3項の規定に基づき、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聞かなければならないこととされていることによるものでございます。

この諮問に対する答申についての御審議をお願いいたします。

では、引き続き、新井主査から御説明をお願いします。

(新井主査) 説明させていただきます。

お手元の資料の右上、第17回原子力委員会資料第3号を御覧ください。

関西電力株式会社美浜発電所の3号炉に関しまして、原子炉施設の変更に係る答申案となります。

本件については、高浜と同様にタービン動補助給水ポンプを海外メーカー製から国内メーカー製のものに取り替えることに伴いまして、原子力規制委員会から原子力委員会に諮問があり、そのことについて先週火曜日の定例会議でも原子力規制庁から説明がございました。

この諮問に対する答申案の内容を説明します。

次のページの別紙を御覧ください。

本件申請につきましては、先ほどの高浜と同様に1ポツのところでは、発電用原子炉の使用の目的を変更するものではないこと。

2ポツです。使用済燃料については、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと。

3ポツです。海外において再処理が行われる場合は、協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る、また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更がないこと。

4ポツです。上記の1から3ポツ以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、過去に許可を受けた記載を適用するという方針に変更はないこと。

これらの妥当性が確認されていること。

加えて、以降も先ほどの高浜と同様の記載としておりまして、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるという投信案としております。

簡単ではございますが、以上となります。よろしく申し上げます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、今の説明につきまして質疑を行います。

委員、参与から御意見がございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、最後に私から意見を述べます。

今回の変更申請、繰り返しになりますが、発電用原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないということが認められると考えます。ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、案のとおり答申することによってよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、これを委員会の答申とすることといたします。

議題3は以上でございます。

次に、議題4について事務局から説明をお願いいたします。

(武藤参事官) 四つ目の議題でございます。本日は同じようなことで三つございますけれども、ちょっと丁寧にいきます。

四つ目の議題、玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可に係る答申についてでございます。

こちらは、4月30日付けで、原子力規制委員会から原子力委員会に諮問がございました。

これは、原子力規制委員会が発電用原子炉の設置変更許可を行うに当たり、原子炉等規制法第43条の3の6第3項の規定に基づき、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれのないことの基準の適用について、原子力委員会の意見を聞かなければならないこととされているものによるものです。

同様に、諮問に対しての答申についての御審議をお願いいたします。

新井主査から御説明をお願いします。

(新井主査) お手元の資料の右上、第17回原子力委員会資料第4号を御覧ください。

九州電力株式会社玄海原子力発電所の3、4号炉に関しまして、原子力施設の変更に係る答申案となります。

本件については、従来から使用している燃料よりも最高燃焼度が大きい高燃焼度燃料を炉心に装荷する関係で炉心等の設計を一部変更することですとか、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律の施行に伴う法令名称などを適正化することなどに伴いまして、原子力規制委員会から原子力委員会に諮問があり、そのことについて先週火曜日の定例会議でも原子力規制庁から説明がありました。

この諮問に対する答申案の内容を説明します。

次のページの別紙を御覧ください。

本件申請につきましては、先ほどの高浜と美浜と同様に、1ポツのところでは、発電用原子炉の使用の目的を変更するものではないこと。

2ポツです。使用済燃料については、法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針に変更はないこと。

3ポツです。海外において再処理が行われる場合は、協定を締結している国の再処理事業者において実施する、海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰る。また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針に変更はないこと。

4ポツです。上記の1から3ポツ以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、過去に許可を受けた記載を適用するという方針に変更がないこと。

これらの妥当性が確認されていること。

加えて、以降も先ほどの高浜、美浜と同様の記載としておりまして、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるという投信案としてございます。

簡単ではございますが、以上となります。よろしくお願いいたします。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、今までの説明について質疑を行います。

それでは、委員、参与から御意見がありましたら挙手の方、よろしくお願いいたします。

最後に、私から意見を述べますが、これも同様ですけれども、変更申請に関しまして、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められます。ありがとうございました。

それでは、本件につきまして、案のとおり答申するという事でよろしいでしょうか。

御異議ないようですので、これを委員会の答申とすることといたします。

議題4は以上でございます。

次に、議題5について事務局から説明をお願いいたします。

(武藤参事官) 議題5につきましては今後の予定でございます。

今後の会議予定でございますけれども、次回の定例会議につきましては、来週、令和7年5月27日火曜日、14時から、場所といたしましては、本日の場所とは変わっておりまして、8号館8階、818会議室を予定しております。議題につきましては調整中でございます。原子力委員会ホームページなどによりお知らせをいたしたいと思っております。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

御発言ないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

—了—